# 社会福祉法人

会計四方山話

## 第6回 寄附金や寄附物品の 処理

MATSUMOTO Kazuya

松本和也 株式会社福祉総研 取締役・上席研究員

今回は金品を寄附によって受領した場合の全般的 な会計処理等について、まとめておきましょう。

### 1 整備すべき書類

現金の寄附は、寄附する側にもその意識があるので何らかの記録が残りますし、会計処理を失念することはないでしょう。しかし、物品等の寄附の場合には書類が残されていないことも珍しくなく、会計処理を失念する例も少なくないようです。適切な会計処理を行うためには書類の整備は欠かせません。

社会福祉法人が寄附金や寄附物品を受領した時に 最低限整備しておくべき書類としては、表1のよう なものがあります。 表1

【寄附を受領した時に整備する書類】

- ① 寄附申込書
- ② 寄附領収書
- ③ 寄附金台帳

※決算に際しては、附属明細書として「寄附金 収益明細書」(別紙3(②))を作成します。

①は寄附者が記載した寄附申込書で、寄附者の寄附目的(寄附金を何のために使用してほしいのか)などが記載されており、寄附者が使用目的を指定しない時もその旨を記載していただく必要があります。そして法人は、寄附申込書に記載された寄附者の意思に沿って寄附金を使用しなければなりません。②の寄附領収書は、寄附者が税の優遇を受けるために使用しますが、後の所轄庁の指導監査などで発行の事実を明確に説明するためにも、法人にもコピーなどの控えを保存しておくとよいでしょう。③の寄附金台帳は、年度ごとに記載する書類ではなく、過去の寄附の事実をすべて記録したものです。金銭だけでなく物品で寄附を受領した場合にも、記録しておく必要があります。

またこれらの書類とは別に、寄附を受領した年度 の決算においては「寄附金収益明細書」(別紙3(②)) を作成しなければならないことが、会計基準省令に 定められています。寄附金収益明細書では寄附の金 額や種類などのほか、どのような属性の者から寄附を受けたかなどについても記載します。もちろん物品寄附についても記載しなければなりません。

#### 2 寄附金を受領した時の会計処理と基本金の 会計処理

利用者や関係者などから金銭で寄附金を受領した時は、次のような仕訳をします。

借方	貸方
現金預金	経常経費寄附金収益

貸方は「経常経費寄附金収益」ですが、これは事業活動計算書の勘定科目で、資金収支計算書では「経常経費寄附金収入」に表示されます。

また役員等からの寄附金の中には、施設整備やその借入金の返済に充てるための寄附金がある場合があります。施設整備に充てるための寄附金は「施設整備等寄附金収益」で、施設整備を目的とした借入金の返済に充てるための寄附金は「設備資金借入金元金償還寄附金収益」で処理します。

なお、この2種類の寄附金を受領した場合には、 当該寄附金額を「基本金」として貸借対照表に表示 する必要がありますので、そのために基本金組み入 れの処理をします。逆に言えば、それ以外の寄附金 や寄附物品を受け入れた際には、基本金に関する会 計処理は不要だということです(法人設立に際して 基本金を計上する場合があります)。

【施設整備のための寄附を受領した時の処理】

Ų	【旭政笠浦りための前門を文頂した時の処理】		
	借方	貸方	
	現金預金	施設整備等寄附金収益	
	【借入金返済のための寄附を受領した時の処理】		
	借方	貸方	
	現金預金	設備資金借入金 元金償還寄附金収益	
	基本金を組み入れる処理		
	借方	貸方	
	基本金組入額	基本金	

施設整備のための寄附金額は第1号基本金、借入

金返済のための寄附金額は第2号基本金としますが、この区分は附属明細書「基本金明細書」(別紙3(⑥))における区分であって、貸借対照表で区分することが求められてはいないので、どちらの場合も仕訳は同じです。

#### 3 固定資産に該当する物品を受領した時の 会計処理

取得価額が10万円を超える物品を取得した時は、 固定資産として減価償却を行わなければならないこ とは、皆様もご存知の通りです。そのため固定資産 に該当する物品の寄附を受けた場合には、通常とは 異なる会計処理が必要です。例えば、送迎バスなど の車両の寄附を受けた場合には、次のように「車輌 運搬具受贈額」の勘定科目で処理します。

借方	貸方
車輌運搬具	車輌運搬具受贈額

物品寄附を受けた場合、その物品の金額がわからなければ仕訳を行うことができませんから、その商品のパンフレットなどを利用して、その物品の現在の価値(今、その物品を購入しようとしたらいくら必要か)を調べて処理する必要があります。

なお、固定資産が増加しても支払資金には影響がないので、固定資産に該当する物品の寄附を受けても、資金収支計算書には記載されません(昨年の本誌連載「いちから学ぶ保育施設の会計・経営」第5回をご参照ください)。

#### 4 固定資産に該当しない消耗品などを受領した 時の会計処理

2010年12月、匿名男性から児童相談所へのランドセルの寄附が話題になりました。このような寄附活動は現在も「タイガーマスク運動」として継続されているそうですが、このような場合でも施設宛に寄附が行われ当該物品を施設が管理しているなど、実質的に施設への寄附物品であるなら、寄附を受けた施設側での会計処理が必要です。例えば寄附を受けたランドセルが利用者である児童にそのまま渡されるのであれば、次のような仕訳をします。

借方	貸方
保育材料費	経常経費寄附金収益

借方の費用科目はさまざまですが、寄附の勘定科目と、その物品が使用された時の費用の勘定科目を用いて仕訳をします。イメージとしては、金銭で寄附を受領し、その金銭でランドセルを購入した、という感覚です。

この時、寄附物品の価値を評価する必要があるのは前述3の場合と同じですが、資金収支計算書への表示には注意が必要です。保育材料費も経常経費寄附金収益も、通常は資金収支計算書の保育材料費支出と経常経費寄附金収入に連動します。しかし実際にはお金が動いているわけではないので支払資金に影響はなく、その結果資金収支計算書にも表示されない、というのが基本的な考え方です。しかし、資金収支計算書においてもその取引を明確にするため、あえて経常経費寄附金収入・保育材料費支出に計上するという処理方法が一般的に用いられます。このような場合、会計ソフトによっては資金収支計算書のこれらの勘定科目に自動で連動しないものがありますので、それぞれの施設で使用している会計ソフトの仕様を確認する必要があります。

また寄附者が匿名の場合は寄附申込書を受領できませんが、そのことを理由にして、会計処理を行わない、寄附金収益以外の勘定科目で処理する、などという判断は誤りと言わざるを得ません。寄附申込書を受領できないならば、正しい会計処理を行ったうえで、寄附申込書を受領できない理由を明確に記録しておくべきでしょう。

なお、寄附された物品が即日消費されるようなものである場合には、会計処理は必要ないこととされています。例えば"隣の農家から野菜を1箱いただいてその日に給食で使用した"などというケースがこれに該当します(表2)。

表2

X-					
寄附目的など	事業活動計算書の勘定科目 資金収支計算書の表示				
指定なし・運営経費充当を指定した寄附金	経常経費寄附金収益 経常経費寄附金収入				
固定資産に該当しない寄附物品	経常経費寄附金収益 経常経費寄附金収入				
固定資産に該当する寄附物品	(大)固定資産受贈額 (中)車輌運搬具受贈額など				
即日消費される消耗品等の寄附物品	会 計 処 理 不 要 会 計 処 理 不 要				
施設整備・利息支払等を指定した寄附金	(大)施設整備等寄附金収益 (大)施設整備等寄附金収入 (中)施設整備等寄附金収益 (中)施設整備等寄附金収入				
設備資金借入金返済を指定した寄附金	(大)施設整備等寄附金収益 (大)施設整備等寄附金収入 (中)設備寄金條入金元金備選寄附金収益 (中)設備資金條入金元金備選寄附金収入				

残念なことにわが国では寄附文化が未発達ですが、最近ではクラウドファンディングのような活動も一般的になってきています。「タイガーマスク運動」のような活動は、これからも大切にしたいものですね。